

第1回 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	令和8年4月27日(月) 午後3時00分～午後4時20分
開催場所	金沢区役所6階2号会議室
出席者	金森委員、佐野委員、柴田委員、森委員、山崎委員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴人:なし) ※一部非公開
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び職務代理者選出について 2 委員会の公開・非公開について 3 選定スケジュールについて 4 公募要項等の内容について 5 指定候補者の選定方法について 6 指定管理事業と自主事業について 7 その他
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長は柴田委員、委員長職務代理者は佐野委員とする。 2 第1回委員会:公募要項の審議以降を非公開とする。 第2回委員会:プレゼンテーション及びヒアリングは公開とし、その後の審議は非公開とする。なお、応募団体については他団体のプレゼンテーション及び質疑応答についても傍聴できないこととする。 3 選定スケジュールについては、原案のとおりとする。 4 公募要項については、原案のとおりとする。 5 評価基準項目については、原案のとおりとする。最低基準は5割とする。なお、最低基準以下の採点が1つでもあった場合、各委員の採点を合計し、委員数で割った得点で判断する。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び職務代理者選出について 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会要綱に基づき、委員の互選により柴田委員を委員長に選出した。また、委員長が佐野委員を職務代理者に指名した。 2 委員会の公開・非公開について 第1回選定委員会は、特定の方が事前に公募情報を知ることによって公平な競争の妨げとなることから、これ以降(公募要項に関する審議、評価基準項目に関する審議)を非公開とした。 第2回選定委員会は、公平な審査の妨げにならないプレゼンテーション及びヒアリングは公開(ただし、応募団体については他団体のプレゼンテーション及び質疑応答について傍聴できないこと)とし、その後の審議は非公開とした。また、プレゼンテーション後の委員による議論についても、各委員の自由な発言を妨げる恐れがあるため、非公開とした。 (委員) 自らが委員になっていることを公表するかどうか。 (事務局) 公募要項に委員が記載されているため、公表によりどなたでも確認できる

状況となる。ただし、応募者から委員へ直接の接触は禁止しているため、もしそのようなことがあれば、事務局へお知らせいただきたい。

3 選定スケジュールについて

資料に沿って選定スケジュールについて説明。

(委員) 案のとおり了承。

4 公募要項等の内容について

評価基準項目を中心に公募要項について説明。

(委員) 配点には区の方針が反映されているのか。

(事務局) より重要とする項目について、係数により傾斜をつけて配点を多くしている。

(委員) 応募者数について区の予測は。

(事務局) 予測は難しいが、前回の公募実績では基本的には1団体で、一部施設が2団体。

(委員) 評価基準項目「5効果的な指定事業の展開」では、現指定管理者と比べて新規団体の計画について事業の具体性の評価は難しいと思うが、判断基準は。

(事務局) 計画書などから実現性が高そうか判断いただきたい。

(委員) 自主事業の料金設定の区の方針として、誰でも参加できる、または参加費が発生しても魅力的な事業を実施する、どちらが望ましいか。

(事務局) 自主事業は開始したばかりで、これから積み重ねる部分はある。誰でも参加できる事業は指定管理業務の中でもやってきたことであり、今までの指定管理業務ではできないことを実施する場合、費用がかさむことも想定され、参加者に負担いただくことも考えられる。

(委員) 自主事業による収入を得て、本業が充実することが良いということで評価していいか。

(事務局) そのとおり。魅力的な事業をきっかけに足を運んでいただき、地域コミュニティの形成になれば、地域への還元になる。そのような視点で自主事業を企画していただければと考える。

(委員) 過去の実績で1施設あたり1から2の応募ということだが、点数がどれだけ低くても、応募団体の中から決定なのか。

(事務局) 最低基準点について説明。最低基準点に満たない場合、応募団体が1団体であっても指定候補者はせず、再公募を行う。

(委員) 収支状況の改善はどの資料から判断できるのか。

(事務局) 応募関係資料シ、ス(※)が該当する。

※シ：指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

ス：直近3か年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録等(任意団体においては、これらに類する書類)

(委員) 第2回の選定委員会ではプレゼンテーションが行われるのか。応募団体から

の提出書類を元に仮採点した上で、各団体による当日のプレゼンテーションと資料を元に評価をするということか。

- (事務局) そのとおり。プレゼンテーションと質疑応答後、採点する時間を確保する。
- (委員) 採点表は委員各自で提出するのか、委員会として統一したものを提出するのか。
- (事務局) 委員各自で採点し、それを最終的に事務局が集計し、合計点を算出する。プレゼンテーション・質疑応答後、委員同士の議論の場を設けるが、採点を統一する必要はない。
- (委員) 評価基準・採点基準といったものは事務局から提供されないのか。
- (事務局) 本日配布しており、後ほど説明する。
- (委員) 複数団体の応募があった場合、プレゼンテーションは同時に同じ場所で聞くのか。
- (事務局) 団体同士が対面しないよう誘導し、同日に同じ会場で団体ごとに実施する。
- (委員) 図書取次サービスは、来年度どの地区センターでも実施するのか。実施することになった場合、実施可能かどうか踏まえての応募ということか。
- (事務局) 全地区センターでは実施しない。現時点で実施場所は未定のため、実施の可能性ありとして公募要項に含んでいる。実施場所は選定後に決定するため、あくまでも協議の上で、実施を検討することになる。
- (委員) 応募へのハードルがあがらないか。
- (事務局) 事務内容は単純のためハードルが上がることはないと思うが、事務量の増加と考えられる可能性はある。
- (委員) 案のとおり了承。

5 指定候補者の選定方法について

資料に沿って評価基準及び最低基準、審査方法について説明。

- (委員) 財務状況について、第2回選定委員会のどの時点で金森委員の評価が報告されるのか。財務状況について、応募団体に質問しても問題ないか。
- (事務局) プレゼンテーションの前に、財務状況を説明する時間を設ける。財務状況について質問して問題ない。
- (委員) 公募要項内記載の最低基準点の記載（加減点項目を除く評価基準項目の合計の5割以上）は（配布資料内の）最低基準の記載内容（地区センターは160点満点中80点を最低基準とする）と同様の内容か。
- (事務局) そのとおり。施設の料金有無により、加減点項目を除いた場合の満点が異なるため、最低基準点に差がある。
- (委員) 案のとおり了承。

6 指定管理事業と自主事業について

資料に沿って指定管理事業、自主企画（A）（B）の相違点を説明

<p>(委員) 自主事業A・Bへの提案は、応募者からその旨が伝えられるのか。</p> <p>(事務局) そのとおり。</p> <p>(委員) 自動販売機は指定管理業務か。</p> <p>(事務局) 飲料については指定管理業務だが、それ以外は自主事業に該当する。</p> <p>(委員) 施設の設置目的に合致し、業務の実施を妨げない範囲というのは誰が判断するのか。</p> <p>(事務局) 提案内容に対する評価は委員による。実施前には、指定管理者から申請いただき、区で判断を行う。実際の運営面で提案時と異なる点が発生する場合は、指定管理者と区で協議する。</p> <p>(委員) 指定管理開始後、プレゼンテーションには含まれない別の事業をやりたいという場合も考えられるが、そこまでは選定委員会が判断しないということでのよろしいか。</p> <p>(事務局) そのとおり。</p> <p>(委員) 個々の事業の実施については、毎度区の方で審査をするのか。</p> <p>(事務局) そのとおり。</p> <p>(委員) 意欲的で魅力的な提案をしてくる意欲を評価し、良い運営が想定されるという観点から採点すればいいか。自主事業の分類は解釈次第な面もあるため、どちらに該当しようと提案内容への評価をすればいいか。</p> <p>(事務局) そのとおり。</p> <p>(委員) 酒類提供を伴う提案の場合、酒類提供をもって悪い評価をつけるのか、もしくは実施に当たっては区と相談だが、提案内容自体については良い評価を与えることは可能か。</p> <p>(事務局) 公共施設で実施するには難しい、もしくは実現可能性の点から少し工夫すれば実現可能という各委員の判断に基づいた評価としていただいてもいい。</p> <p>(委員) 財務状況・収支改善に当たって、自主事業の実施は有効と考えるが、一定の制限はあるのか。ない場合、利益率の高い自主事業の実施は可能か。</p> <p>(委員) 自主事業で利益を重視するになると、営利・非営利を線引きして公共性を保っていた場が崩れてしまわないか。ある程度の制限が必要ではないか。</p> <p>(事務局) あくまで指定管理事業を妨げない範囲が前提であり、一般の利用の妨げになる場合、評価はできない。実際の運用でも、申請が出てきた際に実施に問題がないか区で判断は行う。</p> <p>(委員) 今まで指定管理を実施してきた業者からの要望を受けて、自主事業は実施することとなったのか。</p> <p>(事務局) それだけではなく、人件費の高騰などの背景から指定管理料だけでは運営が厳しく、指定管理者の手が上がりにくいという状況を受けてのこと。</p> <p>(委員) 自主事業の実施に伴う懸念点があれば、プレゼンの場で事業者に質問し、その回答を受けて評価をすればいいということか。</p> <p>(事務局) そのとおり。</p>
--

	<p>7 その他 (事務局) 次回の委員会の日時については、8月下旬を予定している。</p>
<p>資料・ 特記事項</p>	<p>1 配付資料</p> <p>【資料1】</p> <p>(1) 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会 名簿 (2) 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会運営要綱 (3) 横浜市金沢区地区センターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 (4) 応募団体との利害関係に関する確認書 (5) 横浜市金沢区地区センターの指定管理者の公募及び選定について (6) 横浜市金沢区地区センターの概要</p> <p>【資料2】 会議の公開・非公開の対応 (案)</p> <p>【資料3】 選定スケジュール (案)</p> <p>【資料4】</p> <p>(1) 横浜市金沢区地区センター指定管理者公募要項 (案) (2) 横浜市柳町コミュニティハウス及び並木コミュニティハウス指定管理者公募要項 (案) (3) 横浜市六浦スポーツ会館指定管理者公募要項 (案)</p> <p>【資料5】 横浜市金沢区地区センター指定管理者応募関係書類 (案)</p> <p>【資料6】</p> <p>(1) 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会の評価基準及び審査方法について (案) (2) -1 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定評点表 (案) (2) -2 横浜市柳町コミュニティハウス及び並木コミュニティハウス指定管理者選定評点表 (案) (2) -3 横浜市六浦スポーツ会館指定管理者選定評点表 (案)</p> <p>【資料7】 指定管理事業と自主事業について</p> <p>2 特記事項</p> <p>第2回指定管理者選定委員会は、8月下旬ごろ開催予定。</p>